

高等学校の遠隔教育を推進するための著作権制度上の課題への対応の在り方について (概要)

平成29年6月26日
文化庁長官官房著作権課

1. 検討の経緯

平成29年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、遠隔教育に関して、「平成27年4月から高等学校で解禁された『同時双方向型の遠隔授業』における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる」とされた。

そこで、上記の「規制改革実施計画」を踏まえ、本分科会として、教育の情報化の推進等に係る課題のうち特に「平成27年4月から高等学校で解禁された『同時双方向型の遠隔授業』における著作権制度上の課題」をはじめとして、高等学校の遠隔教育の推進に係る課題について検討を行った。

2. 検討結果・今後の対応について

著作権分科会としては、教育の情報化を推進していくことの重要性を強く認識するものであり、この認識のもと、高等学校の「同時双方向型の遠隔授業」をはじめとする遠隔授業についても、権利者の利益の保護と利用の円滑化のバランスに配慮した形で、すみやかに施策を講じることが重要であると考えている。

著作権分科会が採用する補償の要否の判断基準が、学校等において行われる各行為について、権利者に及ぼす不利益が軽微でない水準に達していると認められる場合は、現行法上無償の権利制限の対象となっているという法的安定性への配慮の必要性が認められない限り、補償金の対象とすることとしていることや、平成27年4月に解禁された高等学校の「同時双方向型の遠隔授業」のために行われる公衆送信は、例えば高等学校の対面授業のために行われる複製や「遠隔合同授業」のために行われる公衆送信と比べて、利用される著作物の量が特に少なくなることが制度上担保されているといった権利者に及ぼす不利益を特に軽微なものにとどまらせる要因が存在するようには認められないこと等を踏まえると、高等学校の「同時双方向型の遠隔授業」を含む異時授業公衆送信等は、権利者に及ぼす不利益が軽微でないと評価できることから補償金請求権付の権利制限の対象とすることとし、現行法上無償とされている複製や「遠隔合同授業」における公衆送信については、法的安定性に配慮する観点から、例外的に引き続き無償とするべきである。

著作権分科会としては、このような措置を講ずれば、これまで原則許諾が必要となっていた学校等の授業の過程で行われる公衆送信について許諾が不要となる点において、学校等の遠隔教育のた

めの著作物の利用環境は飛躍的に改善されることとなるものと考えている。また、この方針は、権利者団体のみならず、幅広い教育関係団体の意見を聴取しながら取りまとめた分科会報告書の内容と符合するものであり、遠隔教育を積極的に推進する上でも、現時点で最も望ましいバランスをとったルールを提示したものと考えている。

もともと、制度改正がなされたとしても、その運用段階において遠隔教育を進めていく上で問題が生ずるとすれば、制度の運用上の工夫によって可能な限りその問題を低減していくことが期待され、あるいは、さらなる法改正の可能性も否定すべきではない。制度の運用上の工夫の方法として、例えば、「年間の学生一人あたり〇円」などといった形で補償金額を算定する包括徴収型を選択肢として用意することにより、補償金制度がICT活用教育の推進に対するディスインセンティブを生じるといった懸念を低減していくことが期待される場所であり、そうした方法を含め運用上の配慮を適切に行っていくべきであると考えている。

また、この問題に関し、教育関係者からは、例えば生徒数の減少が顕著である離島・過疎地等の地域間における教育格差の是正を目的として遠隔授業の活用に取り組んでいるとの現状が報告され、補償金制度の運用に当たっては、遠隔教育の目的や教育現場における著作物の利用実態といった地域ごとの事情も踏まえた適切な運用を求める声が寄せられている。また、このような状況を踏まえ、権利者団体からも、人口減などで学校の維持が困難になっている地域の学校などでの遠隔授業の実施について「特別な配慮」を行うなどの方針が表明されている。

著作権分科会としても、離島・過疎地等の生徒に対する教育機会の確保等の遠隔教育の導入の目的・意義に照らせば、このような権利者側の動きは歓迎すべきものであると考えている。補償金制度の運用にあたり、遠隔教育の推進の観点から、同時双方向型の遠隔教育の教育政策上の意義や著作物の利用実態に照らしてその金額等が適切なものになるよう、関係者に要請したい。

また、改正著作権法の施行後においても、同時双方向型の遠隔教育の実施状況の進展やそのような授業形態での著作物の利用状況を踏まえ、遠隔教育の推進のための著作物の利用の円滑化と権利者の正当な利益の保護とのバランスに配慮しつつ、補償金を含む著作権制度に関する課題について、必要な対応を行うことが適当である。